

新型コロナウイルスに関するお知らせ

感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。日常生活と感染拡大防止対策を両立させていくため、引き続きご協力をお願いします。



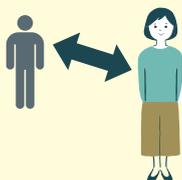
がんばろう さいたま！みんなで取り組もう新しい生活様式

引き続き「3つの密」を避けるとともに、「新しい生活様式」の実践をお願いします。

■一人ひとりの基本的感染対策



身体的距離の確保



マスクの着用



手洗い



- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- 会話をする際は、できるだけ真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着ける
※ マスク着用時の熱中症に注意が必要です。熱中症については、13ページをご覧ください。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う

■日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密（密集、密接、密閉）」の回避
- 毎朝の体温測定・健康チェック、発熱や風邪の症状がある場合はなるべく自宅で療養



健康面で不安な方は一人で悩まずご相談ください

一般的な
問合せ

各区保健センター 電話番号・ファクス番号は区版の5ページに記載しています。
厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120・565653(9時～21時)、FAX 03・3595・2756

感染が
疑われる場合

帰国者・接触者相談センター
8時30分～17時15分 保健所 疾病予防対策課 ☎840・2220、FAX 840・2230
それ以外の時間 県民サポートセンター ☎0570・783・770、FAX 830・4808

不安・ストレス
を感じる場合

こころの健康センター ☎762・8548(土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時)、FAX 711・8907

市報さいたま7月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

1人につき10万円の特別定額給付金を給付します

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方を対象に、その方が属する世帯の世帯主へ、1人につき10万円を給付します。

申請方法	郵送申請 お届けした申請書に、同封の記入例を参考にご記入いただき、必要書類とともにご返送ください。 ※市役所や区役所の窓口では、受付を行っていません。申請書は必ず郵送でご提出ください。
申請期限	8月31日(月) (消印有効)
給付日	受理してから概ね10~20日程度で振込みます。 ※申請が集中する時期は、振込みが遅れる場合があります。また、申請内容によって審査にかかる時間が異なるため、個別の振込日についてはお答えできません。
問合せ	さいたま市特別定額給付金相談ダイヤル ☎829・1649(9時~18時30分)、FAX829・1944 特別定額給付金コールセンター(総務省) ☎0120・260020(9時~20時)



新型コロナウイルスに便乗した詐欺・悪質商法にご注意ください

■不審電話などによる特別定額給付金を装った詐欺

- 市職員などが次のことは **絶対に行いません**
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
 - 手数料の振り込みを求めること
 - メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

少しでもおかしいと感じたら、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(☎#9110)などに早めにご相談ください。

問合せ | 市民生活安全課 ☎829・1219、FAX829・1969

■マスクの送り付け商法などの悪質商法

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法が発生しています。不安に感じたときや困ったときは、市内各消費生活センター又は消費者ホットライン(☎188)などに早めにご相談ください。

問合せ | 消費生活総合センター 相談専用電話 ☎645・3421、FAX643・2247



災害発生時における避難先の検討について

地震や風水害などの自然災害が発生した場合、避難所での感染拡大のリスクが高まる恐れがあります。

- 自身と自宅の安全が確保できる場合は、自宅での「在宅避難」をお願いします。また、安全な場所にある親戚・知人宅などへの避難も検討してください。
- 避難所へ避難するときは、マスクや消毒液、体温計などの衛生用品の持参をお願いします。また、発熱や咳などの症状があるときは、受付時に必ず申し出てください。

日頃からハザードマップなどを活用し、自宅や職場などで災害が起こった際に、どの程度の被害が予想されるのか、どこに避難すればいいかなど事前に確認しておきましょう。



問合せ | 防災課 ☎829・1127、FAX829・1978

6月15日時点の情報をもとに作成しています。

個人向け 経済的な問題で生活にお困りの方

給付 住居確保給付金

離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～17時

問合せ

生活自立・仕事相談センター(各区福祉課内)

各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。



給付 傷病手当金

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、令和2年1月1日～9月30日に新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に、傷病手当金を支給します。

問合せ | 各区保険年金課 各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。

貸付 生活福祉資金貸付制度における特例貸付

休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。

※感染拡大防止のため、電話で相談を受け付けています。また、貸付の審査、決定には一定の期間を要します。

なお、貸付できない場合もあります。

予約受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～16時

問合せ

市社会福祉協議会(予約専用電話) ☎827・3005、FAX 835・5282



事業者向け 中小企業などの経営等にお困りの方

助成・補助 各種助成金

種別	内容	問合せ
小規模企業者・個人事業主給付金	市内の小規模企業者・個人事業主で、売上が減少している事業者を対象に、10万円を支給します。詳しくは14ページをご覧ください。 申請期限/8月28日(金)	産業展開推進課 ☎829・1349、FAX 829・1944
生産性革命支援補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内の事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。	経済政策課 ☎829・1362、FAX 829・1944
持続化給付金	感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。	持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】
雇用調整助成金(特例)	事業者が労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。※雇用調整助成金の申請費用を補助します。詳しくは、14ページをご覧ください。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999 ハローワーク 大宮 ☎667・8609、浦和 ☎832・2461
埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金	県内の中小企業・個人事業主で、県内の事業所を休業している事業者を対象に、支援金を支給します。 申請期限/7月17日(金)	中小企業等支援相談窓口 ☎0570・000・678【9時～18時】
農林漁業者向け経営継続補助金	農林漁業者を対象に、販路回復・開拓、事業継続・転換のための機械・設備の導入、人手不足解消にかかる経費の一部を補助します。	農業政策課 ☎829・1378、FAX 829・1944

相談・融資 経営・金融特別相談窓口

新型コロナウイルスに関する事業者向けの相談受付や金融支援を行っています。また、中小企業者の資金繰り支援のため、緊急特別資金融資やセーフティネット保証・危機関連保証認定申請を受け付けています。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 8時30分～17時

問合せ

(公財)市産業創造財団 経営相談(事前予約制) ☎851・6652、FAX 851・6653

金融相談 ☎851・6391、FAX 851・6392



市報さいたま7月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

猶予・減免・控除 市税、各種保険料、公共料金などの猶予・減免・控除

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付や支払いが難しいときは、申請などによって減免等を受けられる場合があります。

種別	内容	問合せ
市税等	事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。	各市税事務所納税課 北部☎646・3081、☎646・3121 南部☎829・1732、☎829・1964
固定資産税・都市計画税	厳しい経営環境にある中小事業者等を対象に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減などをします。	固定資産税課 ☎829・1576、☎829・1986
軽自動車税	購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。	
寄附金控除	中止となった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税の寄附金控除の対象とします。	市民税課 ☎829・1913、☎829・1986
住宅ローン控除	一定の要件を満たした場合、控除期間を3年延長する特例を令和3年12月末までの入居者に適用します。	
国民健康保険税	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。※要件などの詳細は、7月中旬に送付する納税通知書同封のチラシをご覧ください。	各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。
後期高齢者医療保険料	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。	
国民年金保険料	次の全てを満たす方を対象に、免除・納付猶予します。 ▶令和2年2月以降に収入が減少した ▶令和2年の所得が、全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮☎652・3399 浦和☎831・1638 春日部☎737・7112 各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。
介護保険料	事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。	各区高齢介護課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は14ページに記載しています。
水道料金・下水道使用料	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター ☎665・3220、☎665・5536 各水道営業所 北部☎714・9905、☎653・0089 南部☎714・9915、☎832・2899
その他の公共料金	支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	各電気・ガス・電話など加入・契約している事業者

テイクアウト・デリバリー情報を掲載しています



#StayHomeさいたま

地元で消費!さいたまグルメをデリバリー・テイクアウトしてお家で楽しもう!

市内でデリバリーやテイクアウトなどを取り扱っている飲食店の情報を集めて、公式ウェブサイトに一覧で掲載しています。

☎<https://www.stib.jp/stayhome-saitama.shtml>

問合せ | **さいたま観光国際協会**
☎647・1021、☎647・0126

DVなどに関する相談窓口があります

家庭にいる時間が増えることで、DV被害などの増加が懸念されています。相談は通常どおり実施しています。

女性のDV電話相談 ☎762・3880

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 10時～17時

その他の相談については、28ページをご覧ください。

問合せ | **男女共同参画推進センター**
☎643・5816、☎643・5801

不当な差別や偏見を無くしましょう

新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別は許されることではありません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。不当な差別、偏見、いじめなど、困ったことがあれば一人で悩まずご相談ください。

相談電話 | **みんなの人権110番** ☎0570・003・110 | **子どもの人権110番** ☎0120・007・110
女性の人権ホットライン ☎0570・070・810 | **外国人権相談ダイヤル** ☎0570・090・911

問合せ | **人権政策・男女共同参画課** ☎829・1132、☎829・1969

新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。
また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からののお知らせをご覧ください。



詳しくは、危機管理課(☎829・1125、☎829・1936)へ。

6月15日時点の情報をもとに作成しています。